にて乾製なしたる由記載したり。一説に、昔は此の的場にて射手の士稽古をなしたりといへども、城內三ノ丸に射場を命ぜられ、射手士の稽古所と成りけるにより、筵庫の射場は、先手・持方兩組足輕の稽古場と成りたりとぞ。但し嘉永六年迄は的場なりしかど、翌七年射場を廢止し、壯猶館となしたり。

○壯猶館

弘化・嘉永の頃までは、筵倉の的場とて、舊藩輕卒の射場なりしを、嘉永六年癸丑外國船來著に付き、海防手當の火術稽古場と成、弓術の射藝を廢し、射場の地を其の地所とせしかど、地內廣からずとて、同年十二月尻地なる藩士渡邊氏および本多氏下邸內に居住せる家士青木友右衛門・矢野三內・青木亮助・山田孫左衛門・茶堂淺野宗卜及び佐久間十左衛門揚屋敷等惣坪數千五百歩許藩の用地と成り、翌年春二月五日迄に殘らず立退きけり。又宮內橋番人小河屋善助以下三人の居宅は、筵倉的場の地內にして宮內橋の下なるを、橋の高へ移轉命ぜられ、七年正月より普請始り、夏頃落成す。依りて筵倉的場の名稱を廢し、更に壯猶館と改稱せらる。爰に於て火藥も製造ありしかど、慶應元年三月七日製造所より出火し、死人・怪我人多かりしかば、是以後火藥の製造方を停止せられ、次いで幾程もなく廢藩置縣の御發令ありて、廢館とは成りたり。然るを窮民無產の者の爲め、壯猶館の建築を修理して、營業を營ませ度旨、區會所より出願に付き、明治五年十月一時貸渡に成り、區方開拓所と稱し、老壯幼の別なく入場を請ふ者は、草鞋を細ち席を織るなどの輕き業をなさしめ、日々其の價を給與することゝなれり。其の原資金は金澤區方積金の內を以て宛之。翌六年二月勸業試檢所と改稱し、又區方積金の內を以て、彼の遺館を賣與あらん事を區長より情願せしに、其の旨縣廳より內務省へ伺の上、同七年八月拂下と成り、更に勸業場と改稱、同九年十二月又石川縣勸業場の名目とせり。同十九年石川縣勸業場を廢し、縣知事岩村氏の邸宅となさんとて、地內悉く買請け、從來の建物をば毀ち、同年冬より作事を初め、翌廿年の春家作落成せしかど、岩村氏は廿三年縣官を轉任せられしが故に、此の邸宅を賣拂はれ、士族橫山隆平之を買入れ、廿四年の春こゝに移り住めり。同年十月金澤三百年祭と稱し、市中の人民舊藩祖贈從一位前大納言前田利家卿の餘慶を奉戴し、慶賀の祭祀をなしけるにより、從三位前田利嗣卿金澤へ下向の際、この橫山氏の邸宅に滯在し給へり。

○接木畑

實曆八年の金澤圖に出せる接木畑は、こゝに描ける如し。但し實曆三年癸酉の繪圖には、御畑地と記載す。接木畠は、柿木畠の畑中に柿木或は梨木等の菓樹などを繼ぎ卸し、木苗を培養せる畑地なりしゆゑに、接木畑と呼びたるなるべし。小松遺文に載せたる書簡に左の如く見ゆ。

今申之刻之貴札、同戌の下刻に到來、令拜見候。仍而當地御繼木畠にあまなし有之候者、明朝之御用に候之條、三十程可指上旨、則御畠裁許廣瀨彥進・小林六左衛門方へ申添候處に、御畠には當年あまなし無御座候。就其德本村・田中村・成村へ、御畠裁許仕者山東八兵衛・闕仁兵衛に、其御地より被指越候御飛脚を相添、右三ケ村にあまなし有之候者上げ候樣にと、右六兵(左)衛門・彥進被申付候。

一、當地御畠廣瀨彥進・小林六左衛門裁許に候之條、御畠

實曆八年金澤圖